

規格基準の事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS 協定)附属書 B の 5(a) 及び貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)の第 2.9.1 条に基づくものです。

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく、生物検査における対象生物の指定等に関する告示の一部改正について

下記のとおり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づく、生物検査における対象生物の指定等に関する告示(平成 30 年告示第 576 号。以下「告示」という。)を一部改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

記

1 件名

カルタヘナ法に基づく告示の一部改正

2 対象品目

中華人民共和国産ワタの栽培用種子

3 趣旨及び目的

輸入時の栽培用種子・苗については、カルタヘナ法第 16 条及び法律施行規則第 17 条に基づき、我が国へ輸入するにあたり事前の届出を要する場合及び当該届出の期日を指定している。また、カルタヘナ法第 24 条及び法律施行規則 22 条に基づき、当該届出をした者に対し、その者が行う輸入に係る生物につき主務大臣の命令を受けて検査する場合の、検査の方法及び検査手数料を併せて定めている。現在、台湾産及びタイ王国産パパイアの栽培用種子及び苗並びにインド産及びギリシャ共和国産ワタの栽培用種子が指定されているところ。

今般、その指定に中華人民共和国産ワタの栽培用種子を追加する。

4 適用予定日

官報に公示する。

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL (03)3502-8111 内線 4510
FAX (03)3580-8592